



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 民有保安林の指定の解除・2件（森林緑地課） ..... 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） ..... 1
- 事業の認定（用地課） ..... 2
- 都市計画事業の認可（道路街路課） ..... 3
- 道路の区域の決定（道路管理課） ..... 3
- 河川区域の変更による廃川敷地等の発生（河川課） ..... 4

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 7

### 訓 令

- 地理情報システム嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（土地対策課） ..... 8

## 告 示

### 沖縄県告示第343号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成23年 6月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市城辺字友利那義利1333番94（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第344号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成23年 6月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市城辺字友利那義利1333番94（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農業用地及び土地改良事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第345号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成23年6月17日から同年7月1日まで羽地漁業協同組合事務所に  
おいて縦覧に供する。

平成23年6月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 発起人の住所及び氏名 名護市字源河1071番地の8 仲宗根勉、大宜味村字塩屋373番地 宮城辰徳
- 2 加入区 羽地加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 羽地漁業協同組合

#### 沖縄県告示第346号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成23年6月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 起業者の名称 国頭村
- 2 事業の種類 総合型地域スポーツ施設整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 沖縄県国頭郡国頭村字浜兼久原地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

総合型地域スポーツ施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である国頭村が事業主体となって、起業地内に総合型地域スポーツ施設（以下「本施設」という。）を建設するものであり、法第3条第32号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である国頭村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条において本件事業を施行する権能を有する主体である。

さらに、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

国頭村は沖縄本島最北端に位置し、貴重な動植物が生息する豊かな自然環境に恵まれた地域である。しかし、雇用機会が少なく、若年層の都市地区への流出により過疎化が進行し、年々高齢人口が増加している状況である。このような中で、地域住民の健康増進、スポーツの振興とスポーツ合宿・スポーツイベントの開催及びレクリエーションの参加に伴う交流人口の増大による地域振興を図ることを目的に、平成12年にエコ・スポレクゾーン整備事業基本計画を策定した。同基本計画に基づき、パークゴルフ場、テニスコート、ふれあい広場、野球場及び陸上競技場を整備した地域をくいなエコ・スポレク公園として、国頭村第3次総合計画においてスポーツレクリエーションの拠点と位置づけている。

くいなエコ・スポレク公園は、村のスポーツイベントをはじめ陸上競技や野球の沖縄県大会、北部地区大会等が開催されている。また、プロ野球のキャンプをはじめ実業団の陸上、テニス及びサッカーの合宿が行われており、村内への経済効果に繋がっている。

しかし、国頭村には、悪天候時に利用可能な屋内練習施設がなく、スポーツ合宿中の悪天候時の練習場の確保に苦慮している状況である。本施設は悪天候時や夏場の直射日光をさけることができる屋根付きで、地面は人工芝の多目的屋内運動施設である。本件事業の施行により、くいなエコ・スポレク公園の充実が図られ、スポーツ合宿等に伴う滞在交流人口の増大による観光関連産業をはじめとする産業振興及び地域住民のレクリエーション活動の普及に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずるべき動植物及び文化財は見受けられない。また、万一発見された場合は、関係部署と協議し、適切な措置を講ずるとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、くいなエコ・スポレク公園に隣接しており、同公園と一体的に整備することで、施設の充実化及び管理運営の効率化が図られる。また、同公園の駐車場を共有できるので、必要最小限の用地の取得で整備が可能である。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

高齢化が進み多様化する村民のスポーツ活動を促進し、スポーツ合宿のリピーター及び新たな団体の誘致を図るためには、悪天候時や夏場の直射日光に対応できる施設を整備することが必要であることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に半永久的に供される範囲であることから、収用又は使用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足しているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 国頭村企画商工観光課

沖縄県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成23年6月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 施行者の名称 うるま市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 中部広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・具1号安慶名3区線

3 事業施行期間 平成23年6月17日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 沖縄県うるま市宇安慶名前原地内

(2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成23年6月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成23年6月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦添西原線
- 3 区域の決定区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長
西原町字翁長592番から 西原町字嘉手苺134番 1 まで	23.8m ~ 74.6m	2692.8m

沖縄県告示第349号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成23年 6月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 河川の名称 牧港川水系宇地泊川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成23年 6月17日
- 3 廃川敷地等の位置 浦添市牧港四丁目681番地先河川敷
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 188.39平方メートル

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年 6月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年 5月24日
  - (2) 商号名 勝建設株式会社
  - (3) 代表者名 上地勝雄
  - (4) 所在地 宮古島市平良字下里966番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-19）第175号、沖縄県知事 許可（般-19）第175号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成23年 4月25日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年 5月24日
  - (2) 商号名 琉球開発株式会社
  - (3) 代表者名 宮城久雄
  - (4) 所在地 那覇市字識名1195番地 1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第27号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成23年 5月 2日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年 5月24日
  - (2) 商号名 有限会社尚建設
  - (3) 代表者名 大城正文
  - (4) 所在地 うるま市字大田321番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-22）第9338号、沖縄県知事 許可（般-21）第9338号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月2日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成23年5月24日
- (2) 商号名 有限会社當間建設
- (3) 代表者名 當間重勝
- (4) 所在地 うるま市字高江洲1241番地3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19)第3890号、沖縄県知事 許可(般-19)第3890号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成23年5月24日
- (2) 商号名 株式会社創進
- (3) 代表者名 丸尾進
- (4) 所在地 石垣市字平得741番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19)第10961号、沖縄県知事 許可(特-21)第10961号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月6日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成23年5月24日
- (2) 商号名 有限会社光創業
- (3) 代表者名 久場長昭
- (4) 所在地 うるま市字大田718番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第5446号、沖縄県知事 許可(般-21)第5446号、沖縄県知事 許可(般-22)第5446号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成23年5月24日
- (2) 商号名 有限会社大生土木
- (3) 代表者名 知念嗣雄
- (4) 所在地 島尻郡八重瀬町字世名城909番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第9270号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成23年5月24日
- (2) 商号名 株式会社丸清組
- (3) 代表者名 仲座正人
- (4) 所在地 豊見城市字上田57番地7
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第417号、沖縄県知事 許可(般-18)第417号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月13日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成23年5月24日
- (2) 商号名 有限会社嘉陽建設
- (3) 代表者名 嘉陽宗義
- (4) 所在地 南風原町字兼城295番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第3645号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、ガラス工事業、塗装工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、ガラス工事業、塗装工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成23年5月24日
- (2) 商号名 株式会社シンコウハウス工業
- (3) 代表者名 新垣盛範
- (4) 所在地 うるま市字大田274番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22) 第5990号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月13日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成23年5月30日
- (2) 商号名 棚原鉄筋工業
- (3) 代表者名 棚原修
- (4) 所在地 沖縄市比屋根四丁目15番13号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20) 第9581号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成23年5月31日
- (2) 商号名 有限会社浦崎電気
- (3) 代表者名 浦崎康久
- (4) 所在地 国頭郡宜野座村字宜野座371番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18) 第1493号、沖縄県知事 許可(般-18) 第1493号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月17日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成23年5月31日
- (2) 商号名 有限会社山栄土建
- (3) 代表者名 山城栄徳
- (4) 所在地 糸満市字南波平232番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第8279号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月18日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成23年5月31日
- (2) 商号名 有限会社ダイゼン空調設備
- (3) 代表者名 大城倫享
- (4) 所在地 うるま市字赤道608番地6
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第9509号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月18日付けで、建設業法第12条に基づき水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成23年5月31日

- (2) 商号名 有限会社宮保建設  
(3) 代表者名 宮城貢  
(4) 所在地 国頭郡大宜味村字塩屋351番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19)第483号、沖縄県知事 許可(般-19)第483号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年5月19日付けの那覇地方裁判所の破産手続開始の決定により解散した。
- 16(1) 処分をした年月日 平成23年5月31日  
(2) 商号名 與那嶺組  
(3) 代表者名 與那嶺朝勇  
(4) 所在地 国頭郡今帰仁村字平敷737番地の4  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第9002号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年5月19日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成23年6月1日  
(2) 商号名 十一電業  
(3) 代表者名 仲宗根榮吉  
(4) 所在地 那覇市古波蔵4丁目13番48号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第11234号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年5月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成23年6月2日  
(2) 商号名 有限会社スタプランニング  
(3) 代表者名 赤嶺剛  
(4) 所在地 那覇市与儀2丁目7番3号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21)第11059号、沖縄県知事 許可(般-19)第11059号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年5月13日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 19(1) 処分をした年月日 平成23年6月3日  
(2) 商号名 株式会社東洋設備  
(3) 代表者名 仲間瑞次  
(4) 所在地 那覇市字天久1122番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第365号、沖縄県知事 許可(般-18)第365号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年5月24日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年6月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 5月28日 沖縄県指令土第526号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字渡橋名289番31
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長717番地 1 県営翁長高層住宅905号 大城睦
- 5 検査済証番号 平成23年 6月 3日 第2909号
- 6 工事完了年月日 平成23年 5月18日

訓 令

沖縄県訓令第114号

企 画 部

地理情報システム嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 6月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**地理情報システム嘱託員設置規程の一部を改正する訓令**

地理情報システム嘱託員設置規程（平成 3年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

企 画 部

第 1 条を次のように改める。

（設置）

**第 1 条** 地理情報システムの業務を円滑に実施するため、企画部土地対策課に地理情報システム嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条中「地理情報システム」を「、地理情報システム」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「中」を「うち」に改め、同条第 3 項中「人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条第 2 項中「土地対策課長」を「、土地対策課長」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

第 7 条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（サービス）

**第 7 条** 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第 8 条を削る。

第 9 条第 1 号中「第 4 条」を「第 3 条」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

**附 則**

この訓令は、平成23年 6月17日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒 900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	--